

金融庁告示第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令 号）第十二条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。

平成十六年 月 日

金融庁長官 高木 祥吉

株式会社みずほ銀行

株式会社東京三菱銀行

株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社ユーエフジエイ銀行

株式会社りそな銀行

中央三井信託銀行株式会社

ユーエフジエイ信託銀行株式会社

三菱信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社